



平成 20 年 9 月 29 日

各 位

神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目 2 番 1 号
横浜ランドマークタワー
ラ ン ド コ ム 株 式 会 社
代表取締役社長 青 木 俊 実
(コード番号：8948 東証第 2 部)
問い合わせ先 常務取締役管理本部長 川田勇次
電話番号 045 (664) 2001
(URL <http://www.landcom.co.jp>)

平成 20 年 12 月期半期報告書提出遅延及び公認会計士等の異動に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 12 月期半期報告書につきまして、金融商品取引法に基づく法定提出期限であります平成 20 年 9 月 30 日までに関東財務局に提出できないこととなりました。

また、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項及び第 2 項の監査証明を行う公認会計士等である新日本有限責任監査法人と平成 20 年 9 月 26 日付で監査契約を解除することで合意に至り、同監査法人は当社の会計監査人を退任することとなりましたので、お知らせいたします。

記

1. 半期報告書の提出遅延について

(1) 半期報告書の提出遅延の理由

当社は、下記の理由により、金融商品取引法に定められる半期報告書の提出期限である平成 20 年 9 月 30 日までに提出することができないこととなりました。

- 1) 「継続企業の前提に関する注記」の前提となる平成 20 年 12 月期における第 3 四半期以降の事業計画について、策定に時間を要していること。
- 2) たな卸資産の評価損及び未払い債務等の発生をうけた決算処理の煩雑化により、決算数値の確定に時間を要していること。

(2) 平成 20 年 12 月期半期報告書の提出時期について

継続企業の前提となる事業計画の策定及び決算数値の確定、ならびに一時監査人の選定後、速やかに平成 20 年 12 月期半期報告書を提出する予定であります。現在、その提出時期につきましては未定であります。

(3) 平成 20 年 12 月期中間決算短信の開示について

上記理由により、平成 20 年 9 月 30 日までに平成 20 年 12 月期中間決算短信を開示することが困難な見通しであります。

2. 公認会計士等の異動について

(1) 異動する公認会計士等の名称及び所在地

名 称 新日本有限責任監査法人

所在地 東京都千代田区内幸町二丁目 2 番 3 号 日比谷国際ビル

なお、就任する後任の公認会計士等は未定であります。

(2) 異動年月日

平成 20 年 9 月 26 日

(3) 退任する公認会計士等の直近における就任年月日

平成 20 年 3 月 28 日

(4) 退任する公認会計士等が直近 3 年間に作成した監査報告書における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 異動の決定または異動に至った理由及び経緯

前記 1. のとおり、当社は平成 20 年 12 月期半期報告書の提出を延期することといたしました。これに関して、当社は従前より、新日本有限責任監査法人から、十分な監査を実施することが可能な時期までに、平成 20 年 12 月期半期報告書及びその監査に必要な諸資料（以下、まとめて「本監査資料等」といいます。）を提出するよう要請を受け提出の確約をしておりました。しかしながら、当社としましては、継続企業の前提となる事業計画の策定及び決算数値の確定に時間を要し、当社が確約した期日までに同監査法人への本監査資料等の提出はできませんでした。その後も、当社としては、継続企業の前提となる事業計画の策定及び決算数値の確定に向け最大限努力してまいりましたが、上記期日を経過した平成 20 年 9 月 26 日に至っても、なお半期報告書の完成の目処が立たず、その旨を新日本有限責任監査法人に伝え、半期報告書の完成時期が確定していないことから、同監査法人に対し、監査契約解除の申し入れを行いました。その後、双方にて協議を重ねた結果、平成 20 年 9 月 26 日付で監査契約を解約することで合意にいたりました。

(6) 今後の見通し

新日本有限責任監査法人との監査契約の解除により、当社の会計監査人が不在となりますが、当社は、可及的速やかに一時会計監査人の選任を行うべく、現在、手続きを進行中であります。

以上